

北海道公共牧場会表彰要綱

(趣旨)

第1条 長期にわたり公共牧場に勤務し、著しく功労があると認められるものについて、北海道公共牧場会(以下「道牧場会」という。)はこの要綱に基づいて表彰する。

(表彰を受けるもの)

第2条 表彰は、次の各々に該当するものについて行う。

- 1) 10年以上公共牧場に勤務した職員及び臨時職員で成績優秀なもの。
但し、牧場勤務開始年令が55才をこえるものについては、5年以上の勤務とする。
- 2) 10年未満であっても特に有益な発明、考案及び改良したもの。
- 3) 3期6年以上道牧場会役員として選任され功労のあったもの。
- 4) その他、道牧場会役員が適当と認めたもの。

(選考及び決定)

第3条 表彰を受けるものは、各公共牧場長又は責任者の推薦に基づき道牧場会役員が選考し決定する。

(授与品)

第4条 表彰は表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰日)

第5条 表彰は毎年開催される道牧場会総会において行う。

附 則

この要綱は昭和52年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和63年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月17日から施行する。